

第5回三木市・吉川町合併協議会会議次第

と き 平成16年7月22日(木) 13:30~

ところ 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第14号 平成15年度末の財産・負債の状況について

(2) 協議事項

協議第20号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第21号 介護保険事業の取扱いについて

協議第22号 消防団の取扱いについて

協議第23号 各種事務事業(情報システム事業)の取扱いについて

協議第24号 各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その1)について

(3) 提案事項

提案第25号 地方税の取扱いについて

提案第26号 一般職の職員の身分の取扱いについて

提案第27号 各種事務事業(情報公開)の取扱いについて

提案第28号 各種事務事業(納税関係)の取扱いについて

提案第29号 各種事務事業(人権(同和)対策関係事業)の取扱いについて

提案第30号 その他必要な事項の取扱い(その1)について

5 その他

第6回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 8月26日(木) 午後1時30分より

会 場 三木市立教育センター 大研修室

第7回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 9月 2日(木) 午後1時30分より

会 場 三木市立教育センター 大研修室

6 閉 会

第 5 回 協 議 会 会 議 資 料

平 成 1 6 年 7 月 2 2 日

*** * 三木市・吉川町合併協議会 * ***

資料目次

番号	題名	ページ
報告事項		
報告第 14 号	平成 1 5 年度末の財産・負債の状況について	1
協議事項		
協議第 20 号	国民健康保険事業の取扱いについて	3
協議第 21 号	介護保険事業の取扱いについて	6
協議第 22 号	消防団の取扱いについて	11
協議第 23 号	各種事務事業（情報システム事業）の取扱いについて	16
協議第 24 号	各種事務事業（保健衛生関係事業）の取扱い（その 1 ）について	19
提案事項		
提案第 25 号	地方税の取扱いについて	23
提案第 26 号	一般職の職員の身分の取扱いについて	34
提案第 27 号	各種事務事業（情報公開）の取扱いについて	42
提案第 28 号	各種事務事業（納税関係）の取扱いについて	45
提案第 29 号	各種事務事業（人権（同和）対策関係事業）の取扱いについて	48
提案第 30 号	その他必要な事項の取扱い（その 1 ）について	56

報告第14号

平成15年度末の財産・負債の状況について

平成15年度末の財産・負債の状況について、別紙のとおり報告する。

平成16年7月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

財産・負債の状況
(平成15年度末見込み)

項 目		三 木 市	吉 川 町
一般会計	土地	2,486,821.16 m ²	567,623.30 m ²
	建物	275,397.38 m ²	50,780.39 m ²
	有価証券	206,601,000 円	0 円
	重要物品	217 台	93 台
	債権	538,106,887 円	0 円
特別会計	出資による権利	692,769,475 円	97,091,000 円
	基金	9,306,162,560 円	4,313,905,442 円
	温泉権	0 円	146,200,000 円
	起債残高	63,034,095,411 円	9,792,531,000 円
病院会計	資産	6,210,728,811 円	0 円
	負債	898,859,925 円	0 円
	資本	5,311,868,886 円	0 円
水道会計	資産	11,938,778,558 円	3,117,058,230 円
	負債	268,589,399 円	48,170,453 円
	資本	11,670,189,159 円	3,068,887,777 円

【参考】平成14年度末 財産・負債の状況

項 目		三 木 市	吉 川 町
一般会計	土地	2,490,690.46 m ²	567,496.28 m ²
	建物	274,084.77 m ²	48,595.97 m ²
	有価証券	206,601,000 円	0 円
	重要物品	220 台	94 台
	債権	557,983,653 円	0 円
特別会計	出資による権利	645,379,475 円	97,091,000 円
	基金	9,281,821,110 円	4,532,973,558 円
	温泉権	0 円	146,200,000 円
	起債残高	63,929,277,574 円	9,569,378,000 円
病院会計	資産	6,362,454,444 円	0 円
	負債	968,145,151 円	0 円
	資本	5,394,309,293 円	0 円
水道会計	資産	12,117,240,216 円	3,080,882,865 円
	負債	528,368,996 円	8,404,910 円
	資本	11,588,871,220 円	3,072,477,955 円

協議第20号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年7月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 国民健康保険税の税率については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- 2 保険給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 国民健康保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	
調整内容	1 国民健康保険税の税率については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度から三木市の制度に統一する。 2 保険給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。 3 国民健康保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
1 税率	医療分 介護分	1 税率 医療分 介護分	合併特例法第10条の規定を適用して、合併後も不均一課税とし、平成18年度から三木市の制度に統一する。
所得割	7.40% 1.30%	所得割 7.00% 0.80%	
資産割	- -	資産割 23.00% 2.30%	合併時に三木市の制度に統一する。
均等割	25,500円 7,000円	均等割 28,000円 7,000円	
平等割	26,000円 5,500円	平等割 31,000円 4,500円	合併時に三木市の制度に統一する。 (委員の取扱いについては、特別職の職員の取扱いの項目で別途協議する。)
課税限度額	530,000円 80,000円	課税限度額 530,000円 80,000円	
2 保険給付事業		2 保険給付事業	
出産育児一時金	1件につき 300,000円	出産育児一時金	1件につき 300,000円
葬祭費	1件につき 50,000円	葬祭費	1件につき 30,000円
人間ドック助成	日帰り 24,000円(三木市民病院) (年度に1回) 1泊2日 40,000円(三木市民病院) 20,000円(その他の施設)	人間ドック助成	なし
無受診世帯報償	国民健康保険優良家庭(1人世帯を除く。) 無受診で国保税完納世帯 記念品 10年 商品券 25,000円 5年 商品券 20,000円 3年 商品券 15,000円	無受診世帯報償	なし
3 国民健康保険運営協議会		3 国民健康保険運営協議会	
委員数	17人	委員数	6人
被保険者代表	5人	被保険者代表	2人
保険医及び薬剤師の代表	5人	保険医又は薬剤師の代表	2人
公益代表	5人(1人欠員)	公益代表	2人
保険者代表	2人		
任期	2年間(平成15年7月1日~平成17年6月30日)	任期	2年間(平成15年4月1日~平成17年3月31日)
会議	原則として年2回開催	会議	原則として年2回開催
報酬	会長 日額 11,600円 委員 日額 10,200円	報酬	会長 日額 8,500円 委員 日額 8,000円

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価値若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

国民健康保険法

(保険者)

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

(被保険者)

第5条 市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 国民健康保険税の税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。 (2) 葬祭費に係る給付については、廿日市市の例に統一する。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	別子山村の国民健康保険事業については、原則として新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、国民健康保険料については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一の賦課とする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	国民健康保険税の限度額、賦課期日、納期、減免は、両市町とも同一内容であるが、税率については、両市町で異なる(関宿町の方が高い)ので、野田市の税率にする(例:関宿町の医療分の所得割8.9/100→野田市の医療分の所得割7.4/100。調整財源は、一般会計からの繰入れにより対応)。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	・国民健康保険事業の中で、両市町に差異のあるものについては、次のとおり取り扱う。 ・人間ドック助成事業については、平成15年度から両市町において統一した新制度を適用する。 ・豊浦町の健康優良世帯表彰制度については廃止し、新市で啓発事業等について検討する。

協議第 2 1 号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 7 月 2 2 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 第 1 号被保険者の保険料については、それぞれ現行のとおりとし、平成 1 8 年度に統一する。
- 2 介護認定審査会は、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 介護保険料の減免については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 5 介護保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 6 介護保険事業計画については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	介護保険事業の取扱い	関係項目	
調整内容	1 第1号被保険者の保険料については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度に統一する。 2 介護認定審査会は、合併時に三木市の制度に統一する。 3 介護保険料の減免については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
1 介護保険料	基準額 3,460円(月額) 段 階 保険料(月額) 第1段階 1,730円 第2段階 2,595円 第3段階 3,460円 第4段階 4,325円 第5段階 5,190円 *第3段階が基準額	1 介護保険料 基準額 3,200円(月額) 段 階 保険料(月額) 第1段階 1,600円 第2段階 2,400円 第3段階 3,200円 第4段階 4,000円 第5段階 4,800円 *第3段階が基準額	第1号被保険者の保険料については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度以降の保険料は第三期介護保険事業計画に基づき統一する。
2 介護認定審査会	委員数 24人(審査1回に委員5名、事務局2名出席) 委員構成 医療関係12名、保健関係5名、福祉関係7名 合議体 4合議体(定員6人以内) 委員会 毎月第1~第4火・木曜日開催 審査件数1回あたり30~45件 報 酬 委員長及び職務代理者 日額 15,000円 委員 日額 12,500円	2 介護認定審査会 委員数 5人(審査1回に委員5名、事務局3名出席) 委員構成 医療関係2名、保健関係2名、福祉関係1名 合議体 なし 委員会 隔週水曜日開催 審査件数1回あたり15~40件 報 酬 委員長及び職務代理者 日額 15,000円 委員 日額 12,500円	合併時に三木市の制度に統一する。 (委員の取扱いについては、特別職の職員の取扱いの項目で別途協議する。)
3 介護保険料の減免	特別の事情による減免 被保険者又はその属する世帯が災害等により損害があった場合・・・減免額は5/10~10/10 低所得者に対する減免 保険料が第1、第2段階で世帯年間収入額が40万円以下の場合・・・減免額は第1段階保険料の1/2 保険料が第2段階で世帯収入額が80万円以下の場合・・・第1段階保険料に減額	3 介護保険料の減免 特別の事情による減免 被保険者又はその属する世帯が災害等により損害があった場合・・・減免額は町長が認める額 低所得者に対する減免 世帯年間収入が著しく減少した場合・・・減免額は町長が認める額	合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	介護保険事業の取扱い	関係項目	
調整内容	4 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置については、合併時に三木市の制度に統一する。 5 介護保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。 6 介護保険事業計画については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
4	社会福祉法人等による利用者負担の減免措置 内容等 社会福祉法人等の介護福祉施設サービス、訪問介護サービス、通所介護サービス、・短期入所サービスの利用者 の内、生活困窮者(年間収入60万円未満)に対する利用者負担の1/2を減免	4 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置 内容等 社会福祉法人等の介護福祉施設サービス、訪問介護サービス、通所介護サービス、・短期入所サービスの利用者 の内、生活困窮者(年間収入41.2万円未満)に対する利用者負担の1/2を減免	合併時に三木市の制度に統一する。
5	介護保険運営協議会 委員数 15人 任 期 2年間(平成15年6月1日~平成17年5月31日) 会 議 原則として年2回開催 報 酬 日額 8,000円	5 介護保険運営協議会 制 度 無	合併時に三木市の制度を適用する。 (委員の取扱いについては、特別職の職員の取扱いの項目で協議いたします。)
6	介護保険事業計画 1期5年間の計画(期間中3年毎の見直し) 期間中3年間の第1号被保険者の保険料の決定	6 介護保険事業計画 1期5年間の計画(期間中3年毎の見直し) 期間中3年間の第1号被保険者の保険料の決定	合併時に三木市の制度に統一する。 第三期事業計画については、計画準備段階より情報を共有しながら計画を策定する。

関係法令

介護保険法

(介護認定審査会)

第14条 第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)を置く。

(保険料)

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県から借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。

介護保険の仕組み

介護保険制度

介護保険は、40歳以上のすべての方が加入して、介護が必要になったときにサービスを受けながら、それぞれの方にふさわしい自立した生活が送れるよう、老後の安心をささえ合う身近な制度です。

介護保険財政

介護保険は、住民に一番身近な自治体である市町村が保険者となり、介護保険事業を運営します。

この介護保険の保険給付(法定給付分)に要する費用については、国(約25%)、県(12.5%)、市町村(12.5%)の公費負担が50%で、残りの50%を第1号被保険者(18%：65歳以上の方で、個別に支払・年金から天引き)と第2号被保険者(32%：40歳～64歳の方で、医療保険料として徴収)の保険料で賄うこととされており、第1号被保険者の保険料については、サービス量の見込みに応じて個々の保険者で決定することになります。

なお、介護保険制度は、3年毎に介護保険事業計画の見直しが図られ、保険料についても、原則3か年同額とされています。

介護保険給付対象者

65歳以上で(40歳～64歳の方で、申請できる疾患もあります。)、要介護・要支援の認定を受けた場合に介護サービスを利用することができます。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 第1号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度分から第二期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。 (2) 普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。 (3) その他各種事務の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	介護保険料は、関宿町が野田市より高くなる見込みであり、合併後は野田市の保険料に統一することとする。その財源は、特例的な扱いとして一般会計からの繰り入れにより対応する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。 ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料及び納期とし、平成16年度から統一する。

協議第 2 2 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 7 月 2 2 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 吉川町消防団は、合併時に三木市消防団に統合する。
- 2 吉川町消防団の団員である者については、合併時に三木市消防団に引き継ぐものとし、組織については、合併時に三木市の制度に統一する。
また、定数については、合併後に適正化を図る。
- 3 消防団員報酬及び手当については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 消防施設整備に対する補助金については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 消防・防災部会

協議項目	消防団の取扱い		関係項目
調整内容	1 吉川町消防団は、合併時に三木市消防団に統合する。 2 吉川町消防団の団員である者については、合併時に三木市消防団に引き継ぐものとし、組織については、合併時に三木市の制度に統一する。また、定数については、合併後に適正化を図る。 3 消防団員報酬及び手当については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況			
	三 木 市	吉 川 町	調整の具体的内容
名 称	三木市消防団	吉川町消防団	吉川町消防団は、合併時に三木市消防団に統合する。
組 織	29分団 67班 8機動隊 団員1,006人 	9小隊 36分団 団員422人 	吉川町消防団の団員である者については、合併時に三木市消防団に引き継ぐ。 組織については、合併時に三木市の制度に統一する。 定数については、合併後に適正化を図る。
報酬・手当等	1 報酬（年額） 団長 251,300円 副団長 147,700円 分団長 41,600円 副分団長 22,200円 部長 14,200円 班長 11,000円 団員 8,500円 2 手当等 出勤実費弁償 1回800円（5回を限度）	1 報酬（年額） 団長 160,000円 副団長 104,000円 分団長 33,000円（小隊長に23,000円を追加支給） 副分団長 8,500円 部長 8,000円 班長 8,000円 団員 7,400円 2 手当等 無	合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 消防・防災部会

協議項目	消防団の取扱い	関係項目			
調整内容	4 消防施設整備に対する補助金については、合併時に三木市の制度に統一する。				
	現 況		調整の具体的内容		
	三 木 市	吉 川 町			
消防施設整備補助金	区 分	補助又は地元負担	区 分	補助又は地元負担	合併時に三木市の制度に統一する。
	消防ポンプ自動車・積載車	地元負担 1/10	付積載車・積載車・小型動力ポンプ	地元負担 1/3	
	小型動力ポンプ付軽四輪自動車	地元負担 1/3及び120万円を超えた額	小型動力ポンプ(C-1)	補助 1/3 (20万円限度)	
	小型動力ポンプ	地元負担 15/100	消防器具庫	補助 1/3 (40万円限度)	
	消防器具庫	補助 1/2 (100万円限度)	警鐘台・ホース干し台	補助 1/3(鉄骨30万円、コン8万円限度)	
	ホース干し・サイレン	補助 2/3	警報用サイレン	補助 1/3 (5万円限度)	
	その他消防資機材	補助 2/3	消火栓ボックス一式	補助 1/3 (2万6千円限度)	
	消火栓ボックス	補助 2/3	消防用ホース	補助 1/3 (8千円限度)	
	施設等修繕	補助 10/10 (5万円未満) 補助 2/3 (5万円以上)	消防用吸管	補助 1/3 (1万8千円限度)	
	被服	補助 2/3	簡易組立水槽	補助 1/3 (5万円限度)	
			施設等修繕	補助 1/3 (5万円以上を対象、小型動力ポンプ・防火水槽は10万円限度)	

関係法令

消防組織法

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- (1) 消防本部
- (2) 消防署
- (3) 消防団

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のものの福祉に又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	ア 消防団については、廿日市市の消防団に統合する。 イ 団員の報酬、費用弁償については、廿日市市の例に統一する。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1. 合併時に新居浜市に統合するものとする。 2. 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 3. 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	豊浦町の消防団の分団については、現行どおり新市に引継ぎ、合併後に再編を検討する。

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 報酬及び手当については、現行支給額をもとに類似団体の状況を参考に調整する。 2 施設・機械については、新市に引き継ぎ、組織機構の再編にあわせて調整する。 3 任免については、社町の制度に統一する。 4 公務災害補償については、合併時に統一する。 5 消防組織については、1市1団として統合し、現在の団員はそのまま新市に引き継ぐものとする。

協議第23号

各種事務事業(情報システム事業)の取扱いについて

各種事務事業(情報システム事業)の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年7月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。ただし、合併時に統合することが困難なシステム等については、合併後、早期に統合する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	情報システム事業の取扱い
調整内容	情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。ただし、合併時に統合することが困難なシステム等については、合併後、早期に統合する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 基幹業務のシステムの開発及び運用 住民記録、国保、年金、印鑑、税、福祉、健康等の基幹業務について、情報システムを用いて住民サービスの向上及び内部事務の効率化を図っている。	1 基幹業務のシステムの開発及び運用 住民記録、国保、年金、印鑑、税、福祉、健康等の基幹業務について、情報システムを用いて住民サービスの向上及び内部事務の効率化を図っている。	情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。 三木市、吉川町の現行の情報システムの統合については、住民サービス等に支障の無いよう、安定稼働を最優先とし、安全かつ確実な移行を基本として統合を図る。	
2 ネットワークの構築及び運用 市の各公共施設を光ファイバで接続し、それぞれのLANと接続することにより、基幹業務及び情報系システムを効率よく利用できる環境を整備している。	2 ネットワークの構築及び運用 庁舎内はLAN、各公共施設はINS回線により接続し、基幹業務、財務業務及び情報系システムを効率よく利用できる環境を整備している。	1 基幹業務システム 住民記録、国保、年金、税、印鑑、福祉、健康等の基幹業務システムは、原則として合併時に三木市のシステムに統合する。 合併時に統合することが困難なシステムについては、合併後、早期に統合する。	
3 情報系システムの構築及び運用 ネットワークを利用することにより、インターネット、総合行政ネットワーク、グループウェア等の内部情報共有システム等を構築し、住民サービスの向上及び内部事務の効率化を図っている。	3 情報系システムの構築及び運用 ネットワークを利用することにより、グループウェア等の内部情報共有システム等を構築し、内部事務の効率化を図っている。	2 情報系システム インターネット、総合行政ネットワーク、情報共有システム等については、合併時に統合する。 3 ネットワーク ネットワークは三木市の体系に統合する。 本庁舎と吉川町支所とのネットワーク幹線は、合併時までに光ファイバで接続し、支所業務が速やかに開始できるよう整備する。 学校を含む各公共施設とのネットワークについては合併後、整備する。	

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	電算システム事業については、新居浜市の電算システムに早期に統一を図るよう調整するものとする。

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民サービス系システムについては、合併時に統合・稼働できるように調整する。 2 事務処理系システムについては、新市の事務機構及び組織に支障をきたさないよう調整する。 3 単独業務系のシステムについては、業務に支障がないよう調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 基幹業務、内部情報電算システムについては、合併までにシステムを再編し、合併時に稼働できるよう調整する。 2 その他の業務別電算システムについては、業務の効率化を図るため合併後速やかに調整する。

協議第 2 4 号

各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その 1)について

各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その 1)については、次のとおりとする。

平成 1 6 年 7 月 2 2 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

福祉医療制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

ただし、母子福祉医療事業については、合併後 2 年以内に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 **健康福祉部会**

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	保健衛生関係事業の取扱い																	
調整内容	福祉医療制度については、合併時に三木市の制度に統一する。 ただし、母子福祉医療事業については、合併後2年以内に三木市の制度に統一する。																			
現		況																		
三木市		吉川町																		
福祉医療制度	1 老人福祉医療事業（県制度） 65歳以上70歳未満の老人の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担相当額から老人保健法に規定する一部負担金相当額を控除した額を公費で負担する。	1 老人福祉医療事業（県制度） 65歳以上70歳未満の老人の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担相当額から老人保健法に規定する一部負担金相当額を控除した額を公費で負担する。	現行のとおりとする。																	
	2 高齢重度心身障害者福祉医療事業（県制度） 高齢重度心身障害者（身障1、2級又は療育手帳A判定を受けた者で65歳以上の者）の疾病又は負傷について、老人保健法の規定による一部負担金が支払われた場合において、その一部負担金に相当する全額を公費で負担する。	2 高齢重度心身障害者福祉医療事業（県制度） 高齢重度心身障害者（身障1、2級又は療育手帳A判定を受けた者で65歳以上の者）の疾病又は負傷について、老人保健法の規定による一部負担金が支払われた場合において、その一部負担金に相当する全額を公費で負担する。	現行のとおりとする。																	
	3 重度心身障害者福祉医療事業（県制度） 重度心身障害者（児）（身障1、2級又は療育手帳A判定）の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担額の全額を公費で負担する。	3 重度心身障害者福祉医療事業（県制度） 重度心身障害者（児）（身障1、2級又は療育手帳A判定）の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担額の全額を公費で負担する。	現行のとおりとする。																	
	4 乳幼児福祉医療事業 乳幼児の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担額は、下表のとおりとし、その差額を公費で負担する。 <table border="1" data-bbox="206 1185 869 1348"> <tr> <td></td> <td>0歳児</td> <td>1～6歳児</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>自己負担なし</td> <td>自己負担なし</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>自己負担なし</td> <td>医療費の1割の自己負担 (上限5,000円/月)</td> </tr> </table>		0歳児	1～6歳児	入院	自己負担なし	自己負担なし	通院	自己負担なし	医療費の1割の自己負担 (上限5,000円/月)	4 乳幼児福祉医療事業（県制度） 乳幼児の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担額は、下表のとおりとし、その差額を公費で負担する。 <table border="1" data-bbox="974 1185 1637 1348"> <tr> <td></td> <td>0歳児</td> <td>1～6歳児</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>自己負担なし</td> <td>自己負担なし</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>医療費の1割の自己負担 (上限5,000円/月)</td> <td>医療費の1割の自己負担 (上限5,000円/月)</td> </tr> </table>		0歳児	1～6歳児	入院	自己負担なし	自己負担なし	通院	医療費の1割の自己負担 (上限5,000円/月)	医療費の1割の自己負担 (上限5,000円/月)
	0歳児	1～6歳児																		
入院	自己負担なし	自己負担なし																		
通院	自己負担なし	医療費の1割の自己負担 (上限5,000円/月)																		
	0歳児	1～6歳児																		
入院	自己負担なし	自己負担なし																		
通院	医療費の1割の自己負担 (上限5,000円/月)	医療費の1割の自己負担 (上限5,000円/月)																		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 **健康福祉部会**

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	保健衛生関係事業の取扱い																					
現 況		調整の具体的内容																						
三 木 市		吉 川 町																						
福 祉 医 療 制 度	<p>5 母子福祉医療事業（県制度） 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、並びに遺児の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担額の全額を公費で負担する。 （所得制限）</p> <table border="1" data-bbox="230 550 710 834"> <thead> <tr> <th>扶養親族</th> <th>母等・扶養義務者</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td></td> <td>1,920,000円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td></td> <td>2,300,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td></td> <td>2,680,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td></td> <td>3,060,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td></td> <td>3,440,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td></td> <td>3,820,000円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族	母等・扶養義務者	限度額	0人		1,920,000円	1人		2,300,000円	2人		2,680,000円	3人		3,060,000円	4人		3,440,000円	5人		3,820,000円	<p>5 母子福祉医療事業 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、並びに遺児の疾病又は負傷について、医療保険の給付が行われた場合において、その自己負担額の全額を公費で負担する。 （所得制限） なし</p>	<p>合併後2年以内に三木市の制度に統一する。</p>
	扶養親族	母等・扶養義務者	限度額																					
0人		1,920,000円																						
1人		2,300,000円																						
2人		2,680,000円																						
3人		3,060,000円																						
4人		3,440,000円																						
5人		3,820,000円																						

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 乳幼児医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。ただし、佐伯町及び吉和村の乳幼児医療費給付事業の対象者であり、廿日市市の例に統一することにより対象外となる者については、経過措置を設けるものとする。</p> <p>(2) 老人医療費助成事業及び重度心身障害者医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。</p> <p>(3) 3市町村で実施している各種保健事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、保健制度の充実に努めることとする。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>1. 保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。</p> <p>2. 別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<p>・延長保育、保育所への入所、母子家庭・父子家庭等医療費の助成、精神障害者医療費助成)、障害者ホームヘルプサービスなどは、野田市の方が有利であるので、野田市の制度に統一する。</p> <p>・身体障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成は、両市町で対象者や支給額に違いがあるので、住民に有利な野田市の制度に統一する。</p>
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<p>ア 2ヶ月児に対する家庭訪問については、第1子に限り実施する。</p> <p>イ 精神障害者医療費助成については、合併後、新市において新制度を検討する。新制度適用までの間は、豊浦町の現行制度適用者で、豊浦地区に住所を有するものについては、継続して助成する。</p>

提案第 25 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 22 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 個人住民税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成 18 年度から三木市の制度に統一する。
- 2 法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。法人市民税の法人税割については、平成 18 年 2 月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。
- 3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成 18 年度から三木市の制度に統一する。
- 4 軽自動車税の税率については、現行のとおりとし、納期及び減免制度については、平成 18 年度から三木市の制度に統一する。
- 5 入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除規定については、吉川町の制度に統一する。
- 6 都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 総務部会	
協議項目	地方税の取扱い	関係項目	
調整内容	1 個人住民税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
調整の具体的な内容			
1 個人住民税	1 個人住民税	税率については、現行のとおりとする。 納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。	
(1)税額の基準	(1)税額の基準		
均等割額 市民税3,000円 県民税1,000円	均等割額 町民税3,000円 県民税1,000円		
計 4,000円	計 4,000円		
所得割額 (所得合計 - 所得控除) × 税率 - 税額控除 - 定率控除	所得割額 (所得合計 - 所得控除) × 税率 - 税額控除 - 定率控除		
(2)税率(総合課税)	(2)税率(総合課税)		
課税標準(所得合計 - 所得控除)が200万円以下の場合	課税標準(所得合計 - 所得控除)が200万円以下の場合		
市民税3% 県民税2%	市民税3% 県民税2%		
課税標準が200万円超700万円以下の場合	課税標準が200万円超700万円以下の場合		
市民税 8% - 10万円 県民税2%	市民税 8% - 10万円 県民税2%		
課税標準が700万円超の場合	課税標準が700万円超の場合		
市民税10% - 24万円 県民税3% - 7万円	市民税10% - 24万円 県民税3% - 7万円		
(3)税額控除(配当控除)	(3)税額控除(配当控除)		
課税標準1,000万円以下の部分に含まれる配当所得	課税標準1,000万円以下の部分に含まれる配当所得		
市民税2% 県民税0.8%	市民税2% 県民税0.8%		
課税標準1,000万円を超える部分に含まれる配当所得	課税標準1,000万円を超える部分に含まれる配当所得		
市民税1% 県民税0.4%	市民税1% 県民税0.4%		
(4)定率控除	(4)定率控除		
所得割の15%(上限4万円)	所得割の15%(上限4万円)		
(5)納期	(5)納期		
第1期 6月17日~ 6月30日	第1期 6月 1日~ 6月30日		
第2期 8月17日~ 8月31日	第2期 8月 1日~ 8月31日		
第3期 10月17日~ 10月31日	第3期 10月 1日~ 10月31日		
第4期 1月17日~ 1月31日	第4期 1月 1日~ 1月31日		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 **総務部会**

協議項目	地方税の取扱い	関係項目	
調整内容	2 法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。法人市民税の法人税割については、平成18年2月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。 3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。		

現		況		調整の具体的内容																																																															
三木市		吉川町																																																																	
2 法人市民税		2 法人町民税		法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。 法人市民税の法人税割については、合併特例法第10条の規定を適用して、合併後も不均一課税とし、平成18年2月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。																																																															
(1)均等割額(税率)		(1)均等割額(税率)																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人等の区分</th> <th rowspan="2">均等割額</th> </tr> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分		均等割額	資本金の金額	従業員数	50億円を超えるもの	50人超	300万円	10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円	10億円を超えるもの	50人以下	41万円	1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円		50人以下	16万円	1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円		50人以下	13万円	1千万円以下のもの	50人超	12万円	上記以外		5万円		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人等の区分</th> <th rowspan="2">均等割額</th> </tr> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分		均等割額	資本金の金額	従業員数	50億円を超えるもの	50人超	300万円	10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円	10億円を超えるもの	50人以下	41万円	1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円		50人以下	16万円	1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円		50人以下	13万円	1千万円以下のもの	50人超	12万円	上記以外		5万円	
法人等の区分		均等割額																																																																	
資本金の金額	従業員数																																																																		
50億円を超えるもの	50人超	300万円																																																																	
10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円																																																																	
10億円を超えるもの	50人以下	41万円																																																																	
1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円																																																																	
	50人以下	16万円																																																																	
1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円																																																																	
	50人以下	13万円																																																																	
1千万円以下のもの	50人超	12万円																																																																	
上記以外		5万円																																																																	
法人等の区分		均等割額																																																																	
資本金の金額	従業員数																																																																		
50億円を超えるもの	50人超	300万円																																																																	
10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円																																																																	
10億円を超えるもの	50人以下	41万円																																																																	
1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円																																																																	
	50人以下	16万円																																																																	
1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円																																																																	
	50人以下	13万円																																																																	
1千万円以下のもの	50人超	12万円																																																																	
上記以外		5万円																																																																	
(2)法人税割額(税率)	14.7%	(2)法人税割額(税率)	12.3%																																																																
3 固定資産税		3 固定資産税		税率については、現行のとおりとする。 納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。																																																															
(1)税率 1.4%		(1)税率 1.4%																																																																	
(2)納期		(2)納期																																																																	
第1期 4月17日～4月30日 第2期 7月17日～7月31日 第3期 12月17日～12月28日 第4期 2月17日～2月末日		第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日																																																																	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 総務部会	
協議項目	地方税の取扱い	関係項目	
調整内容	4 軽自動車税の税率については、現行のとおりとし、納期及び減免制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
4 軽自動車税	4 軽自動車税	4 軽自動車税	税率については、現行のとおりとする。 納期及び減免制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
(1)税率	(1)税率	(1)税率	
原付 50cc以下	1,000円	原付 50cc以下	1,000円
90cc以下	1,200円	90cc以下	1,200円
125cc以下	1,600円	125cc以下	1,600円
ミニカー	2,500円	ミニカー	2,500円
2輪の軽自動車	2,400円	2輪の軽自動車	2,400円
3輪の軽自動車	3,100円	3輪の軽自動車	3,100円
4輪の軽自動車 営業用貨物	3,000円	4輪の軽自動車 営業用貨物	3,000円
自家用貨物	4,000円	自家用貨物	4,000円
営業用乗用	5,500円	営業用乗用	5,500円
自家用乗用	7,200円	自家用乗用	7,200円
2輪の小型自動車	4,000円	2輪の小型自動車	4,000円
小型特殊農耕	1,600円	小型特殊農耕	1,600円
小型特殊その他	4,700円	小型特殊その他	4,700円
(2)納期 5月15日～5月31日		(2)納期 4月11日～4月30日	
(3)減免		(3)減免	
賦課期日現在から納期限までに申請書を提出することが条件。		納期限前7日までに申請書を提出することが条件。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 総務部会

協議項目	地方税の取扱い	関係項目	
調整内容	<p>5 入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除規定については、吉川町の制度に統一する。</p> <p>6 都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整する。</p>		

現 況		調整の具体的内容
三 木 市	吉 川 町	
<p>5 入湯税</p> <p>(1)税 率 宿泊を伴う場合 150円/1日/1人 上記以外の場合 50円/1日/1人</p> <p>(2)課税免除</p> <p>(ア)12歳未満の者</p> <p>(イ)共同浴場又は普通公衆浴場に入浴するもの</p> <p>(ウ)学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事に参加する者並びに当該行事における引率者及び介添者</p>	<p>5 入湯税</p> <p>(1)税 率 宿泊を伴う場合 150円/1日/1人 上記以外の場合 50円/1日/1人</p> <p>(2)課税免除</p> <p>(ア)小学生以下の者</p> <p>(イ)共同浴場又は普通公衆浴場に入湯するもの</p> <p>(ウ)学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)に就学し、学校教育上の見地から行われる行事に参加する者並びに当該行事における引率者及び介添者</p> <p>(I)老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設において入湯する者</p>	<p>入湯税の税率については、現行のとおりとする。</p> <p>課税免除規定については、吉川町の制度に統一する。</p>
<p>6 都市計画税</p> <p>(1)税 率 0.3%</p> <p>(2)納 期</p> <p>第1期 4月17日～ 4月30日</p> <p>第2期 7月17日～ 7月31日</p> <p>第3期 12月17日～ 12月28日</p> <p>第4期 2月17日～ 2月 末日</p>	<p>6 都市計画税</p> <p>なし</p>	<p>都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整する。</p>

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価値若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

地方税法

(個人の均等割の税率)

第310条 個人均等割の標準税率は、3,000円とする。

(所得割の税率)

第314条の3 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によって課税総所得金額(中略)を区分し、当該区分に応ずる同表下欄に掲げる標準税率によって定めた率を順次適用して計算した金額の合計額(略)によって課する。

200万円以下の金額	3%
200万円を超える金額	8%
700万円を超える金額	12%

ただし、700万円を超える金額は、地方税法附則第40条第5項により、平成11年度以降については、「12%」を「10%」とする。

(普通徴収に係る個人の市町村税の納期)

第320条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中(中略)において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(法人等の均等割の税率)

第312条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(中略)に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める額とする。

法人等の区分		税率
資本金の金額	従業員数	
50億円を超えるもの	50人超	300万円
10億円を超え 50億円以下のもの	50人超	175万円
10億円を超えるもの	50人以下	41万円
1億円を超え 10億円以下のもの	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え 1億円以下のもの	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下のもの	50人超	12万円
上記以外		5万円

(法人税割の税率)

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。但し、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

(固定資産税の税率)

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。

(固定資産税の納期)

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(軽自動車税の標準税率)

第444条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

- | | |
|---|-----------|
| イ 総排気量が0.05ℓ以下のもの又は定格出力が0.6kW以下のもの(二に掲げるものを除く。) | 年額 1,000円 |
| ロ 2輪のもので、総排気量が0.05ℓを超え、0.09ℓ以下のもの又は定格出力が0.6kWを超え、0.8kW以下のもの | 年額 1,200円 |
| ハ 2輪のもので、総排気量が0.09ℓを超えるもの又は定格出力が0.8kWを超えるもの | 年額 1,600円 |

ニ 3輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.020を超えるもの又は定格出力が0.25kWを超えるもの
年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

イ	2輪のもの(側車付のものを含む。)		2,400円
ロ	3輪のもの		3,100円
ハ	4輪以上の乗用	営業用	5,500円
		自家用	7,200円
	4輪以上の貨物	営業用	3,000円
		自家用	4,000円
(3)	2輪の小型自動車		4,000円

2 (省略)

3 市町村は第1項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第2号に掲げる軽自動車等のうち3輪の小型特殊自動車、農耕作業用のものその他の同号の区分により難しいものについては、同項各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の緒元によって区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前2項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。

(軽自動車税の納期)

第445条 (省略)

2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

(都市計画税の税率)

第702条の4 都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。

法人税割の税率の比較

市町名	西脇市	小野市	加西市	明石市	加古川市	高砂市	社町	滝野町	東条町
法人税割の税率	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	12.3	12.3	12.3

都市計画税

(1)目的 都市計画税は、住みよい街づくりのための都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために、目的税として課税されるものです。都市計画法による都市計画区域のうちの市街化区域内及び税指定区域内に所在する土地又は家屋を所有している人が、納税義務者となります。

(2)税額の計算方法

課税標準額×税率＝税額となります。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>地方税は、廿日市市の制度に統一するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税の均等割額は、標準税率である2,500円に統一する。ただし、地方税法の規定により、合併する日が属する年度及びその翌年度は現行の税率を採用する。 ・個人市民税の納期については、廿日市市の例による。 ・法人市民税の法人税割は、廿日市市の例により、14.5%とする。 ・固定資産税の納期は、廿日市市の例による。 ・前納報奨金の交付率、限度額は、各市町村とも相違ないため現行のとおりとする。ただし、前納報奨金の交付対象については、廿日市市の例による。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併の行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税の均等割については、人口規模による標準税率の定めがあり、合併後は現在の野田市の額となる(2,000円→2,500円)。所得割については、両市町とも同一内容なので現行のとおりとする。 ・たばこ税、軽自動車税、特別土地保有税は、両市町とも同一内容なので、現行のとおりとする。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税、国民健康保険税及び入湯税を除く地方税は、新発田市の制度に統一する。ただし、個人市町村民税の均等割及び法人市町村民税の法人税割については、合併特例法第10条第1項の規定により、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税とする。 ・都市計画税については、合併年度及びこれに続く3年度は現行どおりとし、新市で調整する。 ・国民健康保険税については、合併後、新市で税率を改正する。 ただし、合併特例法第10条第1項の規定により、平成15年度は経過措置として不均一課税とし、両市町それぞれの現行の税率とする。なお、国民健康保険税の納期は、平成15年度は両市町それぞれの現行の納期とする。 ・入湯税については、豊浦町の制度を適用する。 ただし、課税免除については、新発田市の制度を適用する

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	3町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 1 個人町民税の納期については、年4期(6月・8月・10月・12月)とする。 2 固定資産税及び都市計画税の納期については、年4期(5月・7月・9月・11月)とする。 3 都市計画税の税率については、新市における都市計画により調整する。 4 軽自動車税の納期については、4月とする。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	(1) 個人市民税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。 (2) 法人市民税については、西脇市の例により統合する。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成19年度末までは現行の税率を採用し、不均一課税とする。 (3) 固定資産税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。 (4) 軽自動車税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により統合する。ただし、平成17年度末までは現行のとおりとする。 (5) 市たばこ税については、現行のとおりとする。 (6) 鉱産税については、現行のとおりとする。 (7) 都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、西脇市の例により調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1. 納期については、3町に相違があるため次のとおり合併時に統合する。 (1) 個人町民税、固定資産税の納期については、個人集合年10期(6月～3月)とする。町外所有者固定資産税の納期は年4期(5月、7月、12月、2月)とする。 (2) 軽自動車税の納期については、5月として合併時に統合する。 (3) 国民健康保険税の納期については、年9期(7月～3月)として合併時に統合する。 (4) 介護保険料の納期については、現行年10期(6月～3月)を引き継ぐ。 2. 個人・法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、介護保険料の税率、賦課については、3町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐ。 ただし、国民健康保険税については次による。 (1) 国民健康保険税の賦課については、3町に相違があるため、合併時に統合する。 3. 固定資産評価審査委員会については、合併時に再編する。ただし、報酬については特別職の身分の取扱いとして、別途調整する。

提案第26号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年7月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐ。ただし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 2 吉川町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、三木市の職員との均衡を考慮し、公正に取り扱う。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 総務部会

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	
調整内容	1 吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐ。ただし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 2 吉川町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、三木市の職員との均衡を考慮し、公正に取り扱う。		

現 況

1 両市町の職員数 (単位：人)

職 員 定 数 及 び 実 職 員 数	区 分	三 木 市		吉 川 町	
		条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数
	市町長の事務部局の職員	529	504	102	90
	うち消防職員	90	90		
	議会事務局の職員	6	6	3	2
	選挙管理委員会事務局の職員	2	2	(1)	兼務(総務財政課)
	監査委員事務局の職員	2	2	(1)	" (議会事務局)
	農業委員会事務局の職員	4	3	2	2
	教育委員会事務局の職員	142	125	28	24
	地方公営企業会計の職員	387	365	7	3
	うち病院事業会計の職員	350	332		
	合 計	1,072	1,007	142	121
平成16年4月1日現在					

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		関係項目		専門部会名	総務部会
一般職の職員の身分の取扱い		現況			
2 職名等					
職 の 名 称	区 分	三 木 市		吉 川 町	
	職 名	(1) 事務吏員、事務員 (2) 技術吏員、技術員 (3) 技能員、労務員 (4) 教育職員		(1) 事務吏員 (7) 看護師 (2) 技術吏員 (8) 電話交換員 (3) 保健師 (9) 用務員 (4) 栄養士 (10) 給食員 (5) 幼稚園教諭 (11) 調理員 (6) 保育士	
地 位 別 職 員 数 (一 般 行 政 職)	主 な 補 職 名	行政職 理事、技監、参与、部長、次長、参事、課長、特命主幹、副課長、主幹、課長補佐、係長、主査、主任、主事 技能労務職 技能長、主任班長、班長、技能主任、労務主任 医療職 (1) 病院長、副院長、部長、副部長、科部長、主任医長、医長 (2) 部長、室長、副室長、技師長、室長補佐、主任技師、副主任技師 (3) 看護部長、看護部次長、看護課長、主任看護師 教育職 園長、副園長、主任教諭、教諭、助教諭		行政職 技監、町参事、課長、局長、室長、所長、参事、館長 副課長、副館長、課長補佐、室長補佐、所長補佐、局長補佐 係長、主査、主事 主任保健師、主任看護師、主任栄養士、保健師、看護師、栄養士 保育所長、主任保育士、保育士 教育職 園長、副園長、主任幼稚園教諭、幼稚園教諭	
	部 長 級	10人			
部 次 長 級	9人				
課 長 級	30人		18人		
課 長 補 佐 級	49人		7人		
係 長 級	117人		32人		
その他の吏員・その他	168人		31人		
平成16年4月1日現在【地方公務員定員管理調査第8表】					

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 総務部会

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い		関係項目
現 況			
3 職員の給与			
給料表 手当等の状況	区 分	三 木 市	吉 川 町
	給 料 表	(1) 行政職給料表 (2) 教育職給料表 (3) 医療職給料表(1) (4) 医療職給料表(2) (5) 医療職給料表(3) (6) 技能労務職給料表	(1) 行政職給料表 (2) 技能労務職給料表
	初 任 給 (行政職一般)	大 学 卒 177,400円 短 大 卒 160,200円 高 校 卒 148,500円	大 学 卒 166,500円 短 大 卒 154,300円 高 校 卒 143,300円
	手 当	管理職手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 扶養手当 夜間勤務手当 調整手当 宿日直手当 住居手当 期末・勤勉手当 通勤手当 特殊勤務手当	管理職手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 管理職員特別勤務手当 扶養手当 夜間勤務手当 調整手当 宿日直手当 住居手当 期末・勤勉手当 通勤手当 单身赴任手当 特殊勤務手当
	ラスパイレス指数 (H15.4.1)	99.7	97.0
	勸奨退職手当制度	有	有
	平成16年4月1日現在 ラスパイレス指数とは、一般行政職について、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別平均給与月額を比較し、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもの。		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 **総務部会**

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い		関係項目	
現 況				
一般行政職の平均給与	区 分	三 木 市		吉 川 町
	平均給与月額	374,600円		326,500円
	平均年齢	45.7歳		40.9歳
	平成16年4月1日現在			
初任給及び経験年数平均給与月額	区 分	三 木 市		吉 川 町
	初 任 給	大学卒	177,400円	166,500円
		高校卒	148,500円	143,300円
	経験年数10年	大学卒	269,300円	270,800円
		高校卒	234,600円	221,100円
	経験年数15年	大学卒	313,100円	313,100円
		高校卒	277,600円	279,400円
	経験年数20年	大学卒	357,200円	357,200円
		高校卒	321,100円	321,100円
	標準的な昇給モデルによる給与月額（平成16年4月1日現在）			

関係法令

地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職員以外の一切の職員とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業庁の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

市町村の合併の特例に関する法律

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員として身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 佐伯町及び吉和村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条第1項の規定により、すべて廿日市市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、廿日市市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目は、3市町村の長が別に協議して定める。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>1. 別子山村の一般職の職員は、すべて新居浜市の一般職の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2. 別子山村の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、新居浜市の職員と均衡を失ないように公正に取り扱うものとする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<p>職員の給与等は、野田市の制度を基本とするが、現下の厳しい社会経済情勢に照らし、是正すべきものは是正していくという基本姿勢のもとで、職員組合との協議を進め、給与の適正化等を図る。</p>
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊浦町の定数内の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 ・職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新発田市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社町、滝野町、東条町及び加東行政事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 2 職員の定数の合計については、現職員総数を確保するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局等、各区分の定数の割り振りについては合併時に調整する。なお、合併後は職員の定員適正化計画を策定し、効率的な行政運営に努めるものとする。 3 給与体系については、近隣市町を参考に給料表・級別標準職務表・初任給基準等を合併時に調整する
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 日まで (合併予定)	<p>両市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 (2) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。 (3) 職員の給料については、適切な職員の処遇を行うための方針を整理し、具体的な実施に当たっては、新市において財政状況を考慮しつつ段階的に調整する。

提案第 27 号

各種事務事業（情報公開）の取扱いについて

各種事務事業（情報公開）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 22 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 総務部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	情報公開の取扱い
調整内容	情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 情報公開制度 (1)三木市公文書公開条例 平成11年 3月30日制定 (ア)目的 三木市が管理する公文書の公開を求める市民の意思を尊重することにより、市民の市政参加を促進するとともに、市政のより公正かつ効率的な運営を図り、市民の理解と信頼を深めることを目的とする。 (イ)情報公開手数料 1件当たり300円 写しについては、1枚につき10円	1 情報公開制度 (1)吉川町情報公開条例 平成12年12月22日制定 (ア)目的 公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の開示について必要な事項を定めることにより、町民の町政への信頼と理解を深め、町民参加による開かれた行政を一層推進することを目的とする。 (イ)情報公開手数料 無 料 写しについては、1枚につき20円(カラーは1枚につき100円)	情報公開制度については、合併時に三木市の制度に統一する。	
2 個人情報保護制度 (1)三木市個人情報保護条例 平成12年 3月29日制定 (ア)目的 三木市が管理する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の開示及び訂正を求める個人の意思を尊重するとともに、市民の基本的人権の擁護を図り、市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。 (イ)個人情報開示手数料 1件当たり300円 写しについては、1枚につき10円	2 個人情報保護制度 未制定	個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度を適用する。	

関係法令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(開示請求権)

第3条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第1項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(地方公共団体の情報公開)

第41条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none">・情報公開制度は、両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する。・個人情報保護制度は、関宿町で実施していないので、野田市の制度を適用する。

提案第 28 号

各種事務事業（納税関係）の取扱いについて

各種事務事業（納税関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 22 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付(報奨金)については、平成 18 年度から廃止する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 総務部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	納税関係の取扱い
調整内容	吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金）については、平成18年度から廃止する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金） 平成16年度から廃止 廃止した理由 ア 税収の早期確保、自主納税意識の高揚といった制度創設時の目的が達成されたこと。 イ 市・県民税では、サラリーマン（特別徴収対象者）は利用できず、また、資金的に余裕がある人しか利用できないなど、税負担の公平性の見地から問題があること。 ウ 兵庫県下では既に多くの市で制度を廃止していること。 23市中、三木市を含めて既に20市が制度を廃止しており、残り3市のうち1市は来年度廃止する予定である。 エ 行財政改革の一環として、徴税コストを見直し、経費の削減を図る必要があること。	1 個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金） 第1期に当該納期の後のすべての納期に係る税金を納付した場合、納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合は、14日以下は切捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額（上限10万円）を報奨金として交付する。その額が100円未満である場合、未納の徴収金がある場合は交付しない。	吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金）については、平成18年度から廃止する。	

関係法令

地方税法

(個人の市町村民税の納期前の納付)

第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって個人の市町村民税の納税者が当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額を超えることができない。

(固定資産税の納期前の納付)

第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額を超えることができない。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 納税組合の活動等に大きな差異があるため、納税組合は廃止する。 2 前納報奨金については、交付率を100分の1を100分の0.5とする。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	(1) 納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。 (2) 前納報奨金については、新市発足時に廃止する。

提案第 29 号

各種事務事業（人権（同和）対策関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（人権（同和）対策関係事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 7 月 22 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 人権尊重まちづくり基本計画については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 人権教育指導専門員・指導員については、合併後 1 年以内に三木市の制度に統一する。
- 4 人権啓発イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。
- 5 人権・同和教育協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 6 隣保館については、現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

			専門部会名	人権・同和部会
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	人権(同和)対策関係事業の取扱い	
調整内容	1 人権尊重のまちづくり基本計画については、合併時に三木市の制度に統一する。 2 人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。			
現		況		調整の具体的内容
三木市		吉川町		
1 人権尊重のまちづくり基本計画 三木市におけるあらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的に人権施策の本計画を策定する。 平成13年1月 「三木市人権尊重のまちづくり条例」が施行 平成13年6月 「三木市人権尊重のまちづくり推進審議会」に諮問 平成15年2月 「三木市における人権施策について」の答申 平成15年6月 「三木市人権尊重まちづくり基本計画」を策定 平成16年2月 「三木市人権尊重まちづくり実施計画」を策定	1 人権に関する基本計画 なし		人権尊重のまちづくり基本計画については、合併時に三木市の計画を適用する。 人権関係施策については、三木市の人権尊重のまちづくり基本計画に基づき実施する。	
2 人権教育総合推進事業 (1)教育事業 人権課題を有する地区住民の自立向上を支援するとともに、豊かなふれあい活動を通じて「人権文化」を発信し、人権尊重の仲間づくり、地域づくりを進める。各地区(9地区)における小・中学生学級(各学級100時間を原則)、乳幼児・家庭教教育学級、成人・高齢者・女性学級(それぞれ各地区で20時間以内)の学習活動を支援する。 (2)人権リーダー育成・派遣事業 人権に関する学習活動で、指導者・支援者として活躍できる人材(人権リーダー)を育成するとともに、その組織化を図り、各種学習会等に講師として派遣する。教育委員会が人権リーダーを育成するための講座を開催し、その受講者などからなる人権教育講師団を設立する。 (3)人権教育団体活動助成事業 住民の団体が主体となって行う人権問題や地域の人権に関わる教育課題の解決をめざす学習活動、共に生きる人権尊重の家庭や仲間、地域づくりのための学習活動など(人権教育団体活動)を支援する。1団体に対して年間10万円、3年間を限度に助成金を交付し、その活動の活性化と充実を図る。	2 人権教育総合推進事業 (1)教育事業 人権課題を有する地区住民の学習とふれあい交流を通じて、あったかいまちづくり・ひとづくりを推進する。小・中学生学級の学習活動支援と成人学級のふれあい交流・学習支援を行う。 *実施地区：1地区・・・小学校学級(60時間程度) 中学校学級(三校交流キャンプなど) 成人学級(父親学級：研修会・ボランティア等)			人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 人権・同和部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	人権(同和)対策関係事業の取扱い
調整内容	3 人権教育指導専門員・指導員については、合併後1年以内に三木市の制度に統一する。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
3 専門員・指導員	(1)人権教育指導専門員 1人配置(嘱託) <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育指導員の育成及び研修 ・人権啓発資料の収集及び編集 ・学校への人権教育研修 ・社会教育関係団体等への人権教育研修 (2)人権教育指導員 <p>員 数 22人 任 期 2年間 報 酬 月額 11,000円</p> 活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・住民学習での指導・助言 ・市が主催する教育・啓発事業への参画及び補助 ・人権尊重のまちづくり推進強調月間での街頭PR ・人権学習の講師・ワークショップのファシリテーター ・資質を高めるための研修(定例会月1回及び市で開催される各種講演会・講座等への参加) ・人権教育指導員活動報告書の提出(月1回) 	3 専門員・指導員 (1)人権教育指導専門員 なし (2)人権教育指導員 なし	人権教育指導専門員・指導員については、合併後1年以内に吉川町にも指導員を配置する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 人権・同和部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	人権(同和)対策関係事業の取扱い
調整内容	4 人権啓発イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
4 人権啓発イベント (1)市民じんけんの集い 開催時期：毎年8月の第3日曜日 開催場所：三木市文化会館大ホール 開催内容：1部は、式典・表彰関係 2部は、講演(公演) その他、福祉バザー、教育事業、総合隣保館等の作品 展示 参加対象者：自治会、学校、各種関係団体等1,300人	4 人権啓発イベント (1)あったかいてこちよ祭 開催時期：毎年8月第1土曜日 開催場所：中央公民館大ホール又は吉川町総合中央活動センター 開催内容： あったかいてこちよい運動作品審査投票 講演(公演)又は、住民参画公演 参加対象者：一般住民・学校・各種関係団体等500人 (2)あったかいていいな大会 開催時期：毎年3月第1土曜日 開催場所：中央公民館大ホール 開催内容： あったかいてこちよい運動作品表彰 講演(公演)又は、住民参画公演 参加対象者：一般住民・学校・各種関係団体等	人権啓発イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。 (1)吉川町のあったかいてこちよ祭は、三木市の市民じんけんの集いに統合する。 (2)吉川町のあったかいていいな大会は、三木市人権・同和教育協議会の各地区人権・同和教育推進協議会の研究大会に位置づける。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 人権・同和部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	人権(同和)対策関係事業の取扱い
調整内容	5 人権・同和教育協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
5 審議会・協議会 (1)三木市人権・同和教育協議会 (ア)組織 三同教役員会(会長1名、副会長4名、理事10名、会計1名、監査2名) 三同教事務局(企画、商工観光、福祉、総合隣保館、人権尊重推進室、学校教育、社会教育、体育青少年、教育センター、人権教育推進室) 参加団体(保・幼・小・中・養護・高校、PTA、子ども会、補導委員、婦人会、老人会、社会教育委員、人権擁護委員、各地域人権・同和教育協議会、各公民館、人権教育指導員、企業、運動団体等) (イ)活動 ・総会(5月)、役員会(年間4回)、研究大会打ち合わせ、事務局会(年間5回) ・研究大会(11月)、専門部会(5部会・1委員会) ・啓発事業、街頭PR、市民じんけんの集い後援、研究集録発刊、実践記録集発刊、「人権・同和教育三木」発刊 ・東同教、兵同教研究大会、全同教研究大会に参加 (ウ)補助 ・補助金(市補助金450,000円)	5 審議会・協議会 (1)吉川町人権・同和教育推進協議会 (ア)組織 町同教役員会(会長1名、副会長4名、理事14名、顧問2名) 町同教事務局(生涯学習課) 町同教代議員(区長・婦人会・PTA・学校など各種関係団体) (イ)活動 ・総会(5月) ・役員会(年間6回) ・事業研究委員会(年間3回) ・ミーノ編集委員会(年間7回) ・あったかいてこちよい祭(8月) ・あったかいていいな大会(3月) ・人権学習推進員研修会(年間3回) ・人権学習・校区別人権学習の推進 ・あったかいてこちよい運動の推進 ・人権啓発紙の製作・発行 ・東同教、兵同教研究大会、全同教研究大会に参加 (ウ)補助 ・補助金(町補助金300,000円)	吉川町人権・同和教育推進協議会については、合併時に三木市人権・同和教育協議会に統一する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 人権・同和部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	人権(同和)対策関係事業の取扱い
調整内容	6 隣保館については、現行のとおりとする。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
6 隣保館 (1)三木市立総合隣保館 (ア)管理体制 開館時間 午前8時30分から午後10時まで 休館日 日曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで (イ)事業内容 隣保館運営委員会 委員数 13人 任 期 2年間 会 議 原則として年3回開催 報 酬 日額 8,000円 相談事業 地域福祉事業 啓発活動事業 広報活動事業 教養文化事業 子ども教室事業	6 隣保館 なし	隣保館については、現行のとおりとする。 (隣保館運営委員会委員の取扱いについては、特別職の職員の取扱いの項目で別途協議する。)	

関係法令

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 隣保館事業、教育集会所事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 人権教育・啓発事業は、合併時に同種事業の統合を行い、合併後も推進する。 3 社会を明るくする運動は、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後関係団体等との調整により再編する。 4 新市の男女共同参画プランは、合併後に策定する。ただし、策定完了までの間は、社町の男女共同参画プランにより事業推進を行う。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権教育・啓発推進事業については、合併時または合併後に再編する。 2 人権啓発専門員については、合併後に再編する。報酬については、特別職の身分の取扱いとして、別途調整する。 3 隣保館及び教育集会所については、新町に引き継ぐ。 4 人権啓発推進協議会等については、合併時に再編する。報酬については、特別職の身分の取扱いとして、別途調整する。

提案第30号

その他必要な事項の取扱い(その1)について

その他必要な事項の取扱い(その1)について、次のとおり提案する。

平成16年7月22日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 投票所については、現行のとおりとする。
- 2 期日前投票所については、現行のとおりとする。
- 3 指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 借地については、合併までに解消に努める。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	
		総務部会	
協議項目	その他必要な事項の取扱い(その1)	関係項目	
調整内容	1 投票所については、現行のとおりとする。 2 期日前投票所については、現行のとおりとする。		
		現	況
		三木市	吉川町
1 選挙	(1)投票所 41 (2)期日前投票所 三木市役所内 1ヶ所	1 選挙 (1)投票所 10 (2)期日前投票所 吉川町役場内 1ヶ所	投票所については、現行のとおりとする。 期日前投票所については、現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 総務部会	
協議項目	その他必要な事項の取扱い(その1)	関係項目	
調整内容	3 指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
2 指定金融機関等 (1)指定金融機関 三井住友銀行三木支店(収納事務については全店) (2)指定代理金融機関 みなと銀行三木支店(収納事務については全店) (3)収納代理金融機関 日新信用金庫(県内店) 姫路信用金庫(全店) 播州信用金庫(全店) 尼崎信用金庫(全店) 兵庫県信用組合(市内店) 兵庫みらい農業協同組合(市内店) みのり農業協同組合(市内店) 但馬銀行(全店) UFJ銀行(全店) りそな銀行(全店) (4)その他(個別の収納契約) 郵便局		2 指定金融機関等 (1)指定金融機関 なし (2)指定代理金融機関 なし (3)収納事務取扱金融機関 日新信用金庫(県内店) 中兵庫信用金庫(全店) 三井住友銀行(全店) みなと銀行(全店) 池田銀行(全店) みのり農業協同組合(町内店) 郵便局	
		指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。 収納事務取扱金融機関に中兵庫信用金庫(全店)並びに池田銀行(全店)を入れる。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 総務部会	
協議項目	その他必要な事項の取扱い(その1)	関係項目	
調整内容	4 借地については、合併までに解消に努める。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
3 借地 (1)職員駐車場用地の借地 上の丸町 山林733㎡ 1筆 年額234千円 1年間契約 府内 山林695㎡ 1筆 年額222千円 1年間契約	3 借地 (1)公共施設用地の借地 庁舎 6,418.19㎡ 活動センター駐車場 2,180.00㎡ 福祉センター 4,221.12㎡ 町民体育館 2,499.83㎡ 三木消防吉川分署 972.21㎡ 吉川中学校 15,285.35㎡ 東吉川小学校 7,568.88㎡ 中吉川小学校 5,635.63㎡ 上吉川小学校 888.70㎡ 東吉川幼稚園 375.18㎡ 中吉川幼稚園 776.00㎡ 上吉川幼稚園 3,318.22㎡ 吉川インター駐車場 1,378.86㎡ 渡瀬駐在所 109.45㎡ バス回避所 214.20㎡ 合計 51,841.82㎡ 上記施設の地代(平成15年度支払額) 27,700千円 上記施設に係る水利費負担額(平15年度支払額) 240千円 上記施設の地代は、5年毎の見直しによる契約	借地については、合併までに解消に努める。	